

私立幼稚園（京都市内）を御利用の方への説明

歳児		満 3 ～ 5 歳児	3 ～ 5 歳児	満 3 歳児
要件		なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
必要な認定		新 1 号認定	新 2 号認定	新 3 号認定
①	保育料	月額 25,700 円を上限として支給		
②	預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450 円を上限（ただし月額上 限 11,300 円）として支給	月あたり利用日数×450 円を上 限（ただし月額上限 16,300 円）として支給
③	副食材料費	・年収 3 6 0 万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が 77,101 円 未満)の世帯 ・小学校 3 年生以下の子どもが同一の世帯に 3 人以上いる世帯の 3 人目以降		
④	無償化のため の手続き	京都市への認定申請が必要		

★支給方法

各園が定める保育料等を一旦園にお支払いいただき、各園からの報告をもとに京都市から給付費としてキャッシュバックします。（給付費の支給は、概ね四半期ごとに実施する予定です。）

例：4 月～ 6 月分の保育料に係る給付費は、8 月から 9 月頃に振り込まれます。